二十三　集落対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十四　携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十五　地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前条第一項第一号の表第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　地域おこし協力隊員の支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二十六　定住自立圏構想の推進に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

Ａ×0.8＋Ｂ×0.5＋Ｃ×0.8＋Ｄ×0.2＋Ｅ×0.8

算式の符号

Ａ　定住自立圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該人材の活用を開始した年度以後３箇年度に限る。）

Ｂ　定住自立圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｃ　定住自立圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｄ　へき地保健医療事業実施計画に基づき定住自立圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｅ　ＡからＤまでに掲げるもののほか、定住自立圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二十三　集落対策に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十四　携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十五　地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。［新設］

［新設］

二十六　定住自立圏構想の推進に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

Ａ×0.8＋Ｂ×0.5＋Ｃ×0.8＋Ｄ×0.2＋Ｅ×0.8

算式の符号

Ａ　定住自立圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該人材の活用を開始した年度以後３箇年度に限る。）

Ｂ　定住自立圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｃ　定住自立圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｄ　へき地保健医療事業実施計画に基づき定住自立圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｅ　ＡからＤまでに掲げるもののほか、定住自立圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額